

保育所設置認可等の基準に関する指針

第1 趣旨

この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）等を内容とする保育所設置認可に関する審査基準及びその他法令の定めるもののほか、県が保育所設置認可に必要と考える基準を示し、保育所の設置認可等の申請を行う者に協力を求める際の指導の指針を示すものである。

第2 保育所の基本的要件

1 保育所設置の必要性

- ・保育所の設置については、人口数、就学前児童数、保育所入所待機児童数、就業構造等についての数量的、地域的な現状、動向の分析のもとに、将来の保育需要の推計を行い、その設置の必要性があること。

2 設置位置等

- (1) 保育所を設置することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。
- (2) 保護者による児童の送迎に際しての自動車の駐停車について配慮されていること。

3 名称

- ・県内に同一の名称がないこと。

4 設置経営主体

- (1) 民間保育所の設置経営主体は、社会福祉法人であることを基本とする。ただし、設置予定地の市町村長から適当である旨の意見があった場合は、これを尊重し、審査の結果適当と認められた場合には、社会福祉法人以外の者を設置経営主体とすることができる。
- (2) 個人立は、施設の存立の基礎が不安定であるので認めないことを基本とする。
- (3) 社会福祉法人以外の者の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日 児発第295号 厚生省児童家庭局長通知）及び「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日 児保第10号 厚生省児童家庭局保育課長通知）による。

5 定員

- (1) 定員は、60人以上であること。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 3 条第 2 項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が 60 人以上となるときは、当該保育所の定員について、10 人以上であれば 60 人を下回っても差し支えない。

(2) 「小規模保育所」「夜間保育所」については、例外とし、「小規模保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 296 号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）による。

(3) 定員のおおむね 2 割以上は 3 才未満児を入所させるものとし、かつ定員のおおむね 1 割以上の 2 歳未満児の設備を設けること。

ただし、就学前保育等推進法第 3 条第 2 項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の定員が 20 人未満であり、かつ、通園区域に 3 歳以上児の待機児童が存在し、市町村が必要と認める場合はこの限りでない。

6 開所時間・保育時間

・保育所の開所時間は、1 日につき 11 時間、保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とする。

7 土地・建物

(1) 設置予定地が市街化調整区域である場合、都市計画法上の開発許可の見込みがあること。

(2) 設置予定地が農地である場合、農地転用許可の見込みがあること。

(3) 設置予定地には、原則として抵当権等の制限物権がついていないこと。

(4) 設置予定地が賃借地の場合、

ア 賃借期間が長期であること、賃料額が相当な額であること。

イ 原則として、賃借権登記を設定すること。

(5) 既存建物を利用する場合、耐震性に問題のないこと。

(6) 予定建物が賃貸建物の場合、

ア 賃借期間が長期であること、賃料額が相当な額であること。

イ 原則として、抵当権等の制限物権がついていないこと。

ウ 原則として、賃借権登記を設定すること。

(7) その他不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号 局長通知）による。

8 設備

(1) 乳児室・ほふく室（0，1歳児室）

- ア ほふくしない乳児、ほふくする乳児及び1歳児のための室である。
- イ 1人当たり4.95㎡（有効内法面積）以上の面積を確保すること。
- ウ それぞれを別々の室としてもよいし、同一の室をスペースとして区画するのでも可とする。
- エ 0，1歳児と2歳以上児は、発育の程度及び生活リズムが異なるので、2歳以上児の保育室とは別の室とし、原則として天井までの壁等で仕切られた独立の室とすること。特に産休明け保育を実施する場合には考慮を要する。

(2) 調乳室又は調乳設備（参考数値）0.05㎡

- ア 乳児用設備として、調乳の設備を設けること。調理室とは別個に設けること。
- イ 独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。

(3) 沐浴室又は沐浴設備（参考数値）0.07㎡

- ア 乳児用設備として、沐浴の設備を設けること。
- イ 2歳未満児用便所、乳児室・ほふく室内部を区画する等でも可とする。

(4) 2歳未満児用便所（参考数値）0.12㎡

- ア 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設置すること。
- イ 沐浴室等と同一のスペースでも可とする。
- ウ 汚物処理設備を設けること。

(5) 医務室（参考数値）0.07㎡

- ア 静養できる機能（ベビーベッド等の設置）を有し、医薬品等を常備すること。
- イ カーテン等で区画できれば事務室等との兼用は可とする。

(6) 保育室（2歳以上児室）

- ・ 2歳以上児1人当たり3.0㎡（有効内法面積）以上の面積を確保すること。面積の計算に当たっては遊戯室の有効面積を合算してよい。
- ただし、特例幼保連携保育所については、最低基準第94条第1項の規定を満たす場合は、この限りでない。

(7) 遊戯室

- ア 一斉保育や行事等に使用するため、保育室とは別に独立の遊戯室を設置すること。
- イ 必要面積については、基準は設けないが、遊戯室本来の目的を考慮すること。
- ウ 保育室との区画は、可動式の間仕切りでも可とする。

(8) 屋外遊戯場

ア 2歳以上児1人当たり3.3㎡(児童が実際に遊戯できる面積)以上であること。

ただし、特例幼保連携保育所については、最低基準第94条第2項の規定を満たす場合はこの限りでない。

イ 保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日 雇児保第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)による。

ウ 屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日 雇児発第1225008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による。

(9) 2歳以上児用便所 (参考数値) 0.27㎡

ア 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えた便所を設けること。

イ 便器の数の目安は、幼児10人当たり1個とする。

ウ 便器の間には仕切りを設けること。

(10) 調理室 (参考数値) 0.35㎡

ア 定員分の給食を供給するために必要な広さ及び設備を備えること。

イ 保存食を一20度以下で2週間以上保存できる設備を備えること。

(参考 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」(平成8年7月25日 社援施第117号通知))

ウ シンクは複数設置すること。

(「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日 社援施第65号通知))

(11) 調理室前室 (参考数値) 0.07㎡

ア 前室は、衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることをないようにするための設備である。

(「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日 社援施第65号通知))

イ 調理室の入り口に当たる場所に前室を設けること。

ウ 手洗い設備を設置すること。

(12) 食品保管庫 (参考数値) 0.05㎡

ア 食品保管庫は、衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。

(「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日 社援施第65号通知))

イ 原材料の保管を行う場合には、調理室及び前室とは別に食品保管庫を設けること。

(13) 下処理室

ア 下処理室は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするための設備である。

(「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日 社援施第65号通知))

イ 原材料の納入に際して、原材料の下処理を必要とする場合は、下処理室を設けること。

ウ 流し等必要設備を備えれば屋外等でも可とする。

(14) 食材の搬入口及び検収場所

・食材の搬入口及び検収場所は、原則として専用の出入り口を設けること。

(15) 事務室(職員室) (参考数値) 0.37㎡

・保育所に供え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室(職員室)を設置すること。

(16) 休憩室(保育士・調理員) (参考数値) 0.22㎡

ア 保育士及び調理員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。

イ 勤務シフト等を考慮して休憩人員が休息できる広さを確保すること。

ウ 保育士及び調理員兼用でもよいが、原則として調理員用は別に設置すること。

(17) 職員用便所

ア 職員専用の便所を設置すること。

イ 場所は2歳以上児用便所との兼用も可とするが、2歳児以上児用に必要な便器の数とは別に大人用の便器を設置すること。

ウ 調理員用は、原則として別に設置すること。

(18) 収納スペース

ア 午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納場所を確保すること。

イ 収納スペースが不十分だと安全面・衛生面において悪影響が出ること、収納家具を置くと保育室等の有効面積が実質的に減少してしまうことから、収納スペースを確保するものである。

(19) 幼児用手洗い設備

・衛生管理の観点から、原則として室内に幼児の手洗いの設備を設けること。

(20) 保育室等を2階以上に設ける場合

・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を二階以上に設ける場合には、最低基準に規定する要件を満たすとともに、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成 14 年 12 月 25 日 雇児発第 1225008 号 局長通知）による。

*（参考数値）とは、昭和 62 年度から平成 19 年 10 月までに新設で認可された民間保育所の各設備の面積を定員数で割った値である。

9 職員

(1) 施設長（児童福祉法施行規則第 37 条第 1 項第 3 号の 2 に規定する福祉の実務に当たる幹部職員）

ア（公立保育所の場合）

・児童福祉事業に 2 年以上従事した者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ（民間保育所の場合）

・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員（就業規則上の正規職員の勤務時間を勤務する者）として 10 年以上の実務経験を有する者

(イ) 児童福祉事業に 2 年以上従事し、かつ、「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和 53 年 2 月 20 日 社庶第 13 号局長通知）に基づき実施される施設長資格認定講習会を受講して認定された者

(ウ) 社会福祉主事の資格を有し、かつ、児童福祉事業に 2 年以上従事した経験を有する者。なお、施設長就任後 2 年以内に「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和 53 年 2 月 20 日 社庶第 13 号局長通知）に基づき実施される施設長資格認定講習会を受講することを要する。

(エ) (ア) から (ウ) に準ずる者として知事が適当と認めた者

(2) 保育士

ア 施設長を含めずに、保育士の資格登録をした常勤の専任の保育士によって、保育士定数を満たすこと。

イ 保育士定数は次の算式により算出すること。

$$(0 \text{ 歳児数} \times 1 / 3) + (1 \cdot 2 \text{ 歳児数} \times 1 / 6) + (3 \text{ 歳児数} \times 1 / 20) + (4 \text{ 歳以上児数} \times 1 / 30)$$

年齢区分別にそれぞれ小数点以下第 1 位まで計算し（小数点以下第 2 位切捨）、合算した値の小数点以下第 1 位を四捨五入する。

ウ 定員 90 人以下の保育所については、1 人を加算する。

ただし、特例幼保連携保育所については、最低基準第 94 条第 3 項の規定

を満たす場合はこの限りでない。

- エ 保育士定数に、常勤職員でなく短時間勤務の保育士を当てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日 児発第 85 号 厚生省児童家庭局長通知）による。

（３）調理員等

- ア 調理員として 2 人以上常勤の職員を置くこと。（定員 4 5 人以下の場合は 1 人、定員 1 5 1 人以上の場合は 3 人）、栄養士の配置についても考慮すること。
- イ 調理業務のすべてを委託する場合には、調理員を置かないことができる。調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日 児発第 86 号 局長通知）による。

（４）嘱託医

- ア 書面にて契約を行うこと。
- イ 原則として、歯科医も嘱託医とすること。
（「保育所における嘱託歯科医の設置について」（昭和 58 年 4 月 21 日 児発第 284 号厚生省児童家庭局長通知）

1 0 運営

- （１）必要な設備用具（遊具含む）・必要な帳簿等については、保健所等関係機関の所掌事務に係る指導を受けて整備すること。保育の実施主体である市町村との連携を図ること。
- （２）設備用具（遊具含む）については、保育スタッフと十分相談の上整備すること。
- （３）衛生管理の方法、給食開始届の提出等については、保健所の指導を受けること。
- （４）保育の内容（健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝、健康診断等）及び保護者との連絡については、保育の実施主体である市町村との連携を図ること。

附則 この指針は、平成 2 0 年 5 月 3 0 日から施行する。